

二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格（平成21年岩手県告示第189号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																		
<p>1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校</th> <th style="text-align: center;">建築に関する科目</th> <th style="text-align: center;">年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。</p>	学 校	建築に関する科目	年 数	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	[略]		[略]			<p>1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の建築に関する科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同表の年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校</th> <th style="text-align: center;">建築に関する科目</th> <th style="text-align: center;">年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育法による大学又は高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 建築に関する科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は<u>専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）</u>の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は<u>専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）</u>の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の例に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。</p>	学 校	建築に関する科目	年 数	学校教育法による大学又は高等専門学校	[略]		[略]		
学 校	建築に関する科目	年 数																	
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	[略]																		
[略]																			
学 校	建築に関する科目	年 数																	
学校教育法による大学又は高等専門学校	[略]																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			